

# 大分県報

平成二十九年  
第二九四四号  
十二月二十二日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の名称変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の所在地変更……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………三
- 土地改良区の定款変更認可……………四
- 道路区域の決定……………四
- 道路区域の変更……………四
- 道路の供用開始(二件)……………五
- 選挙管理委員会告示……………五
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………五
- 平成二十九年十月二十四日付け大分県報第二九二七号に登載の大分県告示第六百四号(解除予定保安林)中の訂正……………六

### 告示

#### 大分県告示第六百八十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

医療機関の名称		開設者の氏名		所在地		指定年月日
訪問看護ステーションみらい	医療法人信和会	宇佐市大字出光一六五一	平二九・四・一	なんば歯科医院	難波亮二	平二九・一一・九
日本調剤鶴見薬局	日本調剤株式会社	別府市大字鶴見四三三三―三七	平二八・一〇・一	ワタナベ薬局本店	株式会社ワタナベ	平二九・一一・一
ワタナベ薬局四日市店	"	宇佐市大字四日市字瓦塚一〇―六	"	ワタナベ薬局豊川店	"	"
ワタナベ薬局葛原店	"	宇佐市大字葛原字津房七八〇―四	"	いづみ調剤薬局	有限会社はたの恒至堂	"
松岡産婦人科医院	医療法人松岡産婦人科医院	豊後大野市三重町秋葉字寺後一〇〇一―三	"	日田中央病院	医療法人咸宜会	平二九・一二・一
聖陵岩里病院	医療法人聖陵会	日田市淡窓二丁目五―一七	"	友成医院	医療法人英和会	"
医療法人イトセ歯科医院	医療法人イトセ歯科医院	日田市大字高瀬一六―一八	"	福成歯科医院	福成文隆	"
福成歯科医院	福成文隆	別府市大字南立石一八九―一二二〇	"	はやし歯科医院	医療法人和敬会	"
はやし歯科医院	医療法人和敬会	中津市万田宮の下四九九―一六	"			
		佐伯市池船町二二―一四	"			

薬剤師会調剤薬局	一般社団法人別府市薬剤師会	別府市大字野田三一六	"
有限会社朝倉薬局三和店	有限会社朝倉薬局	日田市大字三和字郡町三九一八	"
城山調剤薬局中央支店	有限会社城山調剤薬局	杵築市大字杵築六六五―七八六	"
トキエダ薬局	有限会社トキエダ薬局	宇佐市大字四日市一五二―一二	"

大分県告示第六百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があつた。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	所在地	変更年月日
変更前 脇田歯科医院	変更後 わきた歯科医院	
	佐伯市船頭町三一―一	平二九・一一・一
	玖珠郡玖珠町大字塚脇字箱割一七一―一	平二九・一一・一

大分県告示第六百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があつた。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	所在地	変更年月日
変更前 ニコニコ訪問看護ステーション	変更後 豊後大野市三重町小坂四一六九―一	平二八・一〇・一〇
	豊後大野市三重町小坂四一〇―七	平二八・一〇・一〇
	中津市大字宮夫一四―一	平二九・九・七
	中津市大字下池永九三―一三	平二九・九・七
目代歯科医院	別府市上人西町三組二	平二九・一一・六

大分県告示第六百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
児玉医院	医療法人児玉医院	日田市三本松二丁目二―一	平二八・七・二八
後藤眼科医院	後藤 正雄	臼杵市市浜六六九―一	平二九・八・三一
さとう薬局日出店	有限会社さとう薬局	速見郡日出町大字川崎字安免四九四―一八	"
森久桂花堂薬局	合資会社森久桂花堂	中津市殿町一四三二―二	平二九・九・一八
有限会社朝倉薬局天神店	有限会社朝倉薬局	日田市大字三和七三―五	平二九・九・一九
幸薬局	株式会社ビジョンアンドワーク	宇佐市安心院町木裳二三七―二	平二九・九・三〇
なかしま歯科医院	中島 高子	速見郡日出町大字川崎四九四―一二	"

医療法人社団デンタルユニオン愛歯科医院	医療法人社団デンタルユニオン	別府市石垣東八丁目一七	平二九・一〇・一
白杵病院巡回診療所	医療法人樹会	白杵市大字風成六〇二一一	"
白杵病院	"	白杵市大字江無田一一五四 一一	"
白杵病院(歯科)	"	"	"
白杵病院訪問看護ステーション	"	"	"
道野医院	医療法人新生会	豊後高田市美和一八六九	"
有限会社エンゼル薬局宇佐店	有限会社エンゼル薬局	宇佐市大字上田字高塚八二	平二九・一〇・三一
なんば歯科医院	難波亮二	杵築市大字杵築字北浜六六 五―二八一	平二九・一一・八
あさじ町クリニック	筑波恵子	豊後大野市朝地町朝地九〇 六一七	平二九・一二・一

大分県告示第六百八十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

大分市大字巨野原七百番地

国立大学法人 大分大学

学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称  
由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地  
大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の二  
イ 洗浄施設

種 能	力	〇・一二二 <sup>m</sup> /日
		〇・一二四
種 類	洗浄施設(ステンレス製)一基	〇・一二二
		〇・一二四
使用の季節的変動	なし	なし
使用時間	間欠	間欠
使用開始予定年月日	平三〇・六・二九	平三〇・六・二九
工事完成予定年月日	平三〇・六・二九	平三〇・六・二九
工事着手予定年月日	平三〇・二・五	平三〇・二・五
一日当たりの使用時間	八時間	八時間
汚水等の一日当たりの量	単位	通常 の値 〇・一二二
項目	単位	最大 の値 〇・一二四
汚水	水素イオン濃度	六〇八
等の汚染状態の値	生物化学的酸素要求量	一〇〇
	浮遊物質	六〇
	窒素含有量	五
	りん含有量	三

4 汚水等の処理の方法  
設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排水水の量及び汚染状態の値		排水口名	
一日当たりの排水水量		排水口A	
項目	単位	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	mg/l	六・一〇六・五	六・一〇六・五
生物化学的酸素要求量	mg/l	一・二二五	二・五
化学的酸素要求量	mg/l	三	六
浮遊物質	mg/l	〇	〇
窒素含有量	mg/l	一・六二五	三・二五
りん含有量	mg/l	〇・六二五	一・二五
その他参考となるべき事項	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ		
<p>二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所</p> <p>1 縦覧期間 平成二十九年十二月二十二日から平成三十年一月十二日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所</p> <p>大分県告示第六百八十六号 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。 平成二十九年十二月二十二日</p>			
土地改良区名	豊後大野市	所在地	大分県知事 広瀬 貞
認可年月日	平二九・一二・六		
道路の種類及び路線名	大分県告示第六百八十七号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。 その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成二十九年十二月二十二日	道路の種類及び路線名	大分県知事 広瀬 貞
区間	大分市六坊北町四三〇一番五から大分市大字大分字上井東四三〇一番三まで	区間	大分市大字小野字殿村三八五九番四地先から日田市大字小野字大久保四二五五番五地先まで
区域変更前後別	後 A	前 A	
敷地の幅員	一〇・〇 〇・四・九	一〇・〇 〇・四・九	
延長	四四四・〇	四四四・〇	
備考	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい		

日田市大字小野字殿村三八五九番四から日田市大字小野字大久保四二五五番五まで

B

二六・〇  
八・四

四三五・〇

大分県告示第六百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大分白杵線

大分市六坊北町四三〇一番五から大分市大字下郡字丁畑三二五三番一六まで

平三〇・一・一四

大分県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宝珠山日田線

日田市大字小野字殿村三八五九番四から日田市大字小野字大久保四二五五番五まで

平二九・一二・二二

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第八十五号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一

木

俊

廣

一 指定病院中

「医療法人仁愛会白杵内科リハビリテーション病院

白杵市大字市浜六九四―一

を

城下町病院

「 大字白杵一八〇」

を

「医療法人仁愛会白杵内科リハビリテーション病院

白杵市大字市浜六九四―一」に改める。

二 指定介護老人保健施設中

「医療法人創寿会老人保健施設小野鶴養生院

「 大字小野鶴一二五七―一

を

「医療法人善和会老人保健施設 medicare おいた南

「 大字田原九三六

を

「医療法人創寿会老人保健施設小野鶴養生院

「 大字小野鶴一二五七―一」に、

「介護老人保健施設サンテラスながとみ

「 西大道二丁目二―一

を

「医療法人社団淵野会老人保健施設グリーンライフ

「 大字丹生一七四七

を

「介護老人保健施設サンテラスながとみ

「 西大道二丁目二―一

に改める。

三 指定老人ホーム中

「ケアホーム借楽園 軽費老人ホーム一燈園

「 南莊園町二五

を

「ケアホーム借楽園

「 大字南立石三四七」

を

「ユニット型特別養護老人ホーム悠久の里

「 南莊園町二五」に、

を

「ユニット型特別養護老人ホーム豊寿

「 大字永添九四五

を

「ユニット型特別養護老人ホーム

「 大字永添一二八八―一四

を

「ユニット型特別養護老人ホーム

「 大字永添一二八八―一四

を

ム悠久の里

〃 大字永添九四五

」に改める。

○正

誤

平成二十九年十月二十四日付け大分県報第二九二七号に登載の大分県告示第六百四号（解除予定保安林）中の訂正

ページ 段 行 誤 正

二 上 左から十

・一七四八番三五・一七四八番三六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七四八番四六、一七四八番四七